

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB は、公的説明責任のない子会社に対する削減された開示を提案する

目次

背景

本 IFRS in Focus は、2021年7月に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した、公開草案 ED/2021/7「公的説明責任のない子会社: 開示」に示されている新 IFRS 基準案について解説する。

新基準案

発効日、経過措置、コメント期間

さらなる情報

- IASB は、子会社の財務諸表に IFRS 基準を適用する際に、子会社が削減された開示を提供することを可能にする新 IFRS 基準を提案する。
- 子会社に公的説明責任がなく、その最上位の親会社または中間親会社が IFRS に準拠した公表用の連結財務諸表を提供する場合には、子会社は削減された開示に適切となる。
- 新基準は、適切である子会社にとってのオプションである。新基準は、この適用を選択した子会社に対する開示要求、および適用されず本基準案により置き換えられる IFRS 基準における開示要求を示している。
- ED は発効日を提案していないが、早期適用が認められることを提案している。新基準は、特定の経過措置を有していない。
- コメント期間は、2022年1月31日に終了する。

背景

親会社が IFRS 基準を適用する場合、子会社は通常、連結目的で親会社に報告する際に、IFRS 基準の認識および測定の実施事項を適用する。

IASB は、これらの子会社の一部は、開示要求が削減された IFRS 基準を適用することで、自身の財務諸表を作成することを選択するというフィードバックを受けた。その認識および測定の実施事項が IFRS 基準と異なるため、当該子会社にとって中小企業向け IFRS 基準 (IFRS for SMEs 基準) は魅力的ではないことを、IASB は認識した。それにより、IFRS for SMEs 基準を適用する子会社は、追加の会計記録を維持することが要求されることとなる。

公的説明責任のない企業の財務諸表の利用者のニーズの対象でない開示を削除することにより、新基準案は、当該財務諸表の利用者が必要とする情報を失うことなく、子会社のコストを削減することができる。

詳細は、下記Webサイト参照

新基準案

目的

新基準の目的は、適切な子会社が、新基準の開示要求および IFRS 基準の認識、測定および表示の実施事項を適用することを認めるというものである。新基準により、

- IFRS 基準を適用する親会社に連結目的で報告する、公的説明責任のない子会社のコストを削減する。
- 同時に、当該子会社の財務諸表の利用者に対する、財務諸表の有用性を維持する。

www.iasplus.com
www.deloitte.com
www.deloitte.com/jp/ifrs

範囲

企業は、報告期間の期末において次の場合にのみ、連結、個別または単独財務諸表に新基準を適用することが認められる。

- 子会社である。
- 公的説明責任がない。
- IFRS 基準に準拠した公表用の連結財務諸表を提供する最上位の親会社または中間親会社を有する。

次の場合、企業には公的説明責任がある。

- その負債性または資本性金融商品が、公開市場（国内または外国の株式市場または店頭市場、ローカルおよび地域市場を含む）で取引されている、または公開市場で取引するためにそのような金融商品を発行する過程にある。
- 主要なビジネスの1つとして、外部者の広範なグループのための受託者の立場で資産を保持している（ほとんどの銀行、信用組合（credit unions）、保険会社、証券ブローカー・ディーラー、投資信託および投資銀行は、この要件を満たす）。

新基準を適用する選択肢

新基準の範囲に含まれる企業は、その適用を選択することが認められ、後にその選択を取り消すことができる。企業は、新基準の適用を複数回選択することができる。（たとえば、以前の期に新基準を適用したが、直前期に適用しなかった企業は、当期に新基準の適用を選択することが認められる）。

企業は、当期に提供することが要求される開示に基づいて比較情報を提供する。当期に削減された開示を提供するを選択した場合、比較情報も削減される。企業が削減された開示から完全な開示に切り替えた場合、比較情報も完全に提供する必要がある。

IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」との相互作用

新基準には、最初の IFRS 財務諸表を作成し、当該財務諸表を作成する際に新基準を適用することを選択した企業に適用される、削減された開示要求が含まれている。

IFRS 初度適用企業が新基準を適用することを選択した場合、企業は次のようになる。

- IFRS 第1号を適用する。ただし、新基準の付録 A に列挙されている IFRS 第1号の開示要求は除く。
- 新基準の本文における開示要求を適用する。

このアプローチは、基準案が他の IFRS 基準とどのように相互作用するかに関する、IASB の提案と一貫することとなる。

見解

IASB は、IFRS 第1号が他の IFRS 基準と異なることを認識している。IFRS 第1号は、企業が IFRS 基準を初めて適用した場合にのみ適用され、IFRS 基準の初度適用企業がその移行をどのように行うべきかを示している。コメント募集の中で、IASB は、新基準に IFRS 第1号に対する削減された開示要求を含めることに同意するか、または IASB が IFRS 第1号の開示要求に手をつけずそのままにすることを選択するのか、利害関係者に質問している。

削減された開示要求

新基準は、以下を規定する。

- 企業が新基準を適用する場合に適用される削減された開示要求（新基準の本文に IFRS 基準ごとに列挙）
- 他の IFRS 基準のどの開示要求が、新基準の削減された開示要求に置き換えられるか（新基準の付録 A）

見解

削減された開示を開発するために、IASB は、IFRS for SMEs 基準の開示要求から開始し、IFRS for SMEs 基準の認識および測定の開示要求が完全版 IFRS の要求事項と異なる場合に調整を行った。例えば、完全版 IFRS が取り扱っているが IFRS for SMEs により省略されているトピックまたは会計方針の選択肢に対する開示要求を追加し、また IFRS for SMEs において適用可能であるが完全版 IFRS においては適用可能ではない会計方針に関連する開示要求を削除する。このアプローチには、新基準の結論の根拠において説明されているいくつかの例外がある。

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項と一貫して、新基準は、削減された開示は、それらが重要性がある場合にのみ行う必要があることを明確にしている。削減された開示が、特定の取引、他の事象および状況の企業の財務状態および財務業績に対する影響を、財務諸表の利用者が理解するために不十分である場合には、追加の開示が要求されることとなる。

見解

新基準には、IFRS 第 17 号についての削減された開示要求は含まれていない。新基準を適用することに適格な IFRS 第 17 号を適用する企業があるかもしれないが、IFRS 第 17 号は、その開示要求に裏付けられている保険契約についての会計のモデルを導入していることを、IASB は主張している。削減の可能性があっても、限定されたものとなる。また、IFRS 第 17 号を適用する初期の年度において、財務諸表の利用者の関心は、完全な IFRS 第 17 号の開示により最も良く対応されるかもしれない。したがって、新基準案と IFRS 第 17 号を適用する子会社は、IFRS 第 17 号の完全な開示要求を適用することが要求される。

発効日、経過措置、コメント期間

ED には、新基準の発行日は含まれていない。早期適用は認められることが提案されている。

新基準には、特定の経過措置はない。

ED のコメント期間は、2022 年 1 月 31 日に終了する。

さらなる情報

新基準案についてご質問がある場合は、通常のデロイト連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#)では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

Deloitte. トーマツ.

デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク(総称して“デロイトネットワーク”)を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001